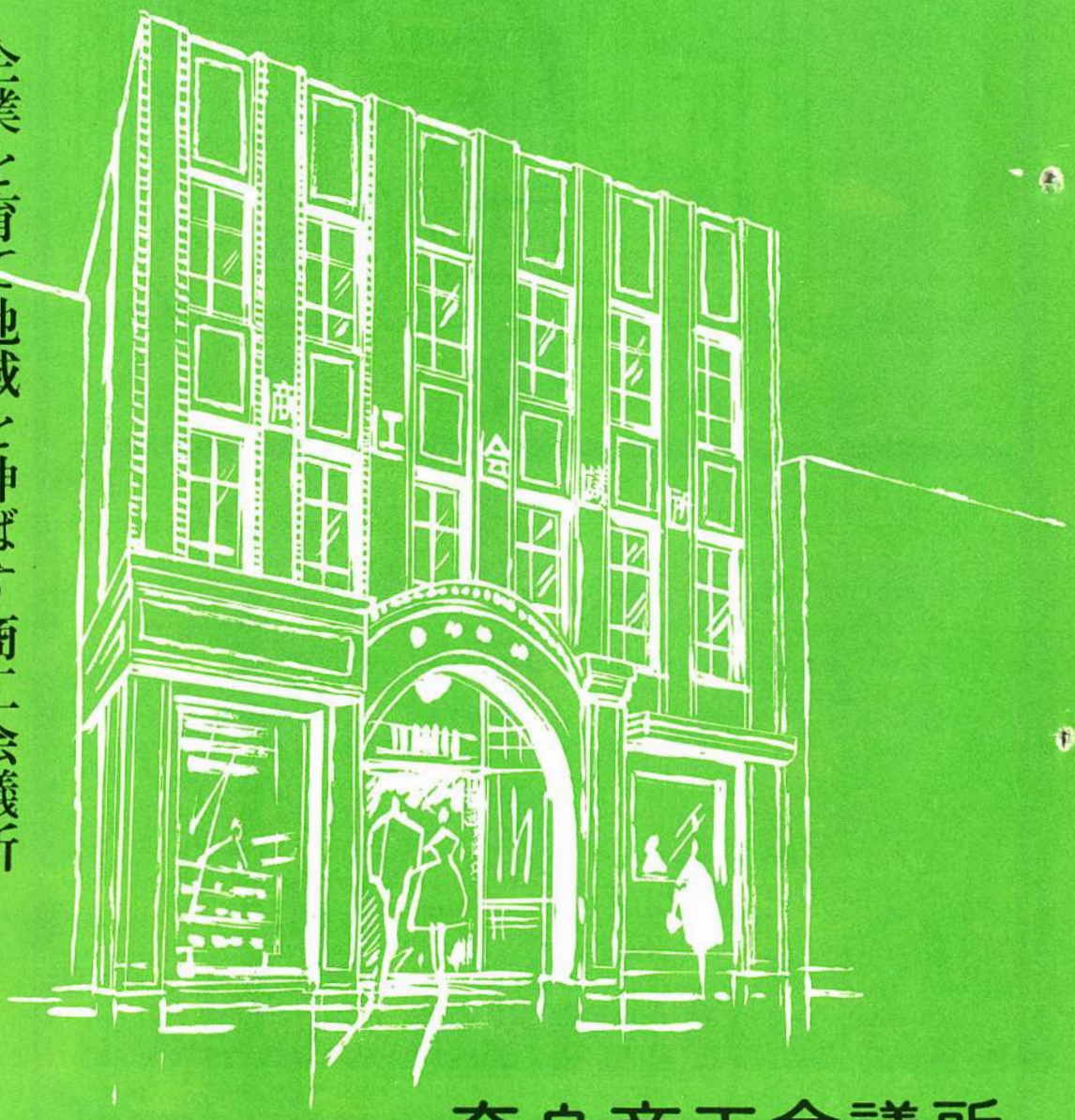
商工だより

No.47

企業を育て地域を伸ばす商工会議所



奈良商工会議所

近畿電氣工事株式會社

Kinki Electrical Construction Company, Incorporated.

取締役会長　大　森　久　司

奈良支店長　岸　井　英　夫

大和路めぐりにいちばん便利な

名所遊覧バス



- 公園名所めぐり　3時間／６００円
- 奈良・法隆寺・西の京めぐり　6時間半／1,330円
- 平城・浄瑠璃寺めぐり　6時間／1,260円
- 飛鳥・万葉めぐり　7時間／1,240円

ほか数コース毎日発車

■のりば＝国鉄・近鉄奈良駅前

お問合せ　日本交通公社・近畿日本ツーリスト・日本旅行

奈良交通

大阪（06）　939　4571
京都（075）　311　1165
奈良（0742）　22　1171

奈良県に本店のある

皆様の銀行

株式会社 三榮相互銀行

取締役社長　野村萬作

本店　奈良市下三条町八番地

支店　下市町、高田市、桜井市、天理市
五条市、上市町、奈良市西大寺町
生駒市東生駒、大阪市南森町
橿原市（十一月二十五日開店）

お二人のはばたきを
おごそかに演じます
奈良唯一の結婚式専門の殿堂
春日殿
奈良市法蓮町ドリームランド通り
（法蓮中町鴻池バス停前）
TEL（23）㈹6066

宇部興産株式会社
宇部セメント特約販売店
旭光宇部コンクリート工業特約店
不二見タイル株式会社特約店
タイル施工・スレート施工販売
資合会社 大東商店
奈良市紀寺町908の3
電話 0742－23－5735代

中町6番地

新しい商店街づくり

奈良市経済部長
川尻利一



アメリカのドル防衛に次ぐ繊維輸出の規制等、高度成長をつづけてきた日本経済も、きびしい試練期を迎えることとなった。これは余りにも目ざましく伸張した日本の経済力に対する一つのねたみであり、いやがらせとも受とれる。私も四年前、カナダとアメリカの都市を見る機会を得、外国旅行の土産にと手をとったネクタイに、メイド・イン・ジャパンのマークがあって、こんなところにまで日本の商品が進出しているのかと驚くとともに、日本の経済力の強さをまざまざと見せつけられた感じで、今まで欧米諸国に対し抱いていた「先進国」という観念は、大きな誤りであることを悟った次第である。

しかし、残念ながら都市計画というか都市づくりに関する限り、日本は二、三十年の遅れをとっているのではないかと痛感した。

奈良の玄関口も近鉄の地下移設に伴って面目を一新したとはいえ、隣接の中心繁華街の現状は店舗も美しくなり、アーケードもできているとはいえ、これからの商店街の三要件といわれる安全性、利便性そして慰楽性のうち僅かにターミナル周辺としての利便性をもっているだけでその他の要件はいずれも満足すべきものでない。しかも地価一平方米当り五十万円とかいわれる中心繁華街地区でありながら、建物は殆んど平家または二階建で全床面積に占める店舗面積も小さく、敷地の大半が住居と裏庭となっている。この裏地の遊休地を活用すれば駐車場も十分とれるが、現状では手の施しようがない状態である。都市計画上「商業地域」と定められた地域として、このような土地利用は、まことにもったいない話で、もっと効率的な土地利用を図る必要がある。すなわち商店街の再開発こそ、この地域に課せられた今後の最大の課題といえよう。

言うは易く行うは難しとはいえ、わが国で、はじめてのケースといわれる近代的ショッピングセンター「奈良ファミリー」の西大寺駅前進出に立向うためにも、また年々一千万を超える観光客を迎える古都奈良の面目にかけても、今こそ中心商店街の再開発に立上るべきではなかろうか。

目次

景気の変動に対応して＝景気対策会議開く＝……2
日商第34回通常会員総会を開催……4
昭和四十七年度中小企業政策に関する要望……5
閣議決定　緊急中小企業対策について……6
会議所のうごき（九～十月）……7
随　筆　現代の若ものについて……逸見　武光……12
解　説　相続と税金……14
中小企業庁だより　中小企業の官公需受注機会の確保……15
随　想　似顔絵のむづかしさ……清水　崑……16
時のことば……18
お知らせ……20
輸出関連中小企業緊急融資制度に関する要綱決定……20
勤労者財産形成促進法についての説明会の開催……20
統一伝票のおすすめ……20
会員消息……21
人材開発コーナー……22
小売物価動向……23
スライド紹介……24

景気の変動に対応して

＝景気対策会議開く＝

一連のアメリカのドル防衛策とそれに対する内外の情勢の変化等により、我国経済は大きな影響を受け一大転期を迎えようとし、地元中小企業も例外でなく不安と不況感を深めているが、このような流動的な諸情勢に対処するため「景気対策会議」を設置し、第一回会合を九月二十八日午前十時三十分より当所二階ホールに於て開催した。尚、当面本会議は、次の事項について実施することになった。

①地元中小企業の受ける影響の実態把握
②景気対策相談室の設置
③当所の企業診断機関である一日ドック制度活用の促進
④意見、要望活動

尚、第一回会議の概要は次の通り。

第一回景気対策会議は九月二十八日、午前十時三十分から当所二階ホールに於てゲストに徳田県商工労働部長、桐本市観光商工課長、大西国民金融公庫奈良支店長、水本商工組合中央金庫奈良支店次長を迎え、当所河合、小山両副会頭、中村専務理事、加藤住友銀行支店長、岩井南都銀行業務部長、吉田三和銀行支店長、植田蚊帳専務、尾田組社長、上林金属精錬社長、細田天義堂社長、水谷あかしや社長の出席により開催した。

先ず河合副会頭より、今回のドルショックに端を発する内外の諸情勢の変化による地元企業の受ける影響の把握、それをもとに、それらの対策を協議する場として景気対策会議を設置したと趣旨を説明挨拶とし、中村専務理事進行役を務め、各業界の情報交換に入る。

◇繊維関係は、ドルショック以前に規制問題があり、これに加えてドルショックを受けた。奈良は直接輸出でなり立っているものは少ないが、しかし日本の繊維の二五%～三〇%が輸出依存なので、これが内需に向けられ過当競争の問題も起ってくるのではないか、又これから成長の質が変ろうから、それに対する転換期間が必要で、その間の滞貨、つなぎ融資を望みたい。

◇建設業界は、大手は別として地元業界は今直接の影響はない、いずれは設備投資の手控えの影響が大手から鍼寄せされるのではないか。不況対策としての公共投資の好影響としても公共投資は先ず土地を手当するので土建業をうるおすのはなかなかのことである。

◇工業関係は、非鉄金属精錬などは国際商品で直ちに影響を受け国際的試練に立たされている。又鉄鋼界では昨年秋より不況に入っており、関連産業としても今年秋頃より上向くと思っていた矢先だけにショックは大きい。又これからは国際的な視野に立つものでなくてはならず、一方公害対策を押し進めねばならず、本当に工業部門としては、一大転期に立つものであるとの認識を新たにすべきである。

◇物品販売業は、一般的には影響ないよらに思うが、企業の減産と共に経費の切つめにより納入業者は関接的な売上減の影響を受けている。

◇工芸関係としては影響ない。しかし墨業界では、マーキングペン、サインペン一部輸出されているところは困っていられると思う。

次いで県の対策について、徳田県商工労働部長より、県としては、政府に対して、①課徴金の早期撤廃への努力。②長期低利の特別在庫、滞貨融資。③金融、税制面の特別優遇措置。④信用保険公庫の補塡率の引下げ。⑤為替差損の補塡について要望をなし、県の措置については、(1)奈良県中小企業緊急対米輸出滞貨資金特別融資制度を新設六億円を見込んでいる。(2)既設の県単位制度としての県中小企業季節資金融資制度枠の拡大と取扱期間の繰上げを行ない。(3)現行の輸出振興資金特別融資の貸付期間を六ケ月より一年に延長、また金融機関の協力により滞貨、合理化資金等利用のスジにより当面切りぬけて行きたいと説明あり。

また政府関係金融機関としては、政府が金融上の特別措置として商工中金七五〇億円、中小公庫四〇〇億円、国金三五〇億円合計一五〇〇億円の融資規模の拡大を考え、救済対象企業は輸出率三〇%以上の業種としているが、今のところ奈良ではグラブ・ミット業界のみであるが、細部の要綱決まれば対象を拡げたい考えである。

又、金融団としては、ドルショック直接的にはあまり影響ないようで、間接的にも、見通し、政策待ちの形でジーとしていられるという形であるとの見方をしている。尚、各行とも前向きに行きたいが、保証についてはどうしても信用力の補完は協会にということになるが、保証料を安く又保証限度額の拡大をという要望があった。又南都銀行では年末融資を十月一日より、又金利昨年より〇・二五%の引下げを行っている。

各界よりの報告を終って種々懇談をなし、本月より景気対策相談室を臨時に当分の間設置することになり、この運営については各機関の協力を願うことになった。尚、次回は、十一月上旬に開催する予定。

景気対策相談室の設置について

一、業務内容

(1) 輸入課徴金、通貨調整等に伴うつなぎ融資等の金融の斡旋及び相談
(2) 下請取引に関する斡旋及び相談
(3) その他情報の提供と経営上の諸問題の相談

二、相談担当

商工組合中央金庫、国民金融公庫、当所診断制度の専門診断員

経済講演会開催

アメリカのドル防衛策および円の変動為替相場制への移行など流動する内外情勢に対処して、当所では九月六日午後一時三十分より奈良ホテル別館八階ホールに於て日本経済新聞社大阪本社市場部次長・中谷勉氏を招いて「激動する国際環境と日本経済」と題する講演会を開催したが、概要は次の通り。

八月十六日、ニクソンのドル防衛の緊急対策―金・ドル交換一時停止、暫定的な一〇%の輸入課徴金などを中心としたいわゆるドル防衛八項目―の発表及びヨーロッパ主要国や我が国の広義の変動相場制度の採用によって、世界各国は大きな衝撃を受けたが、その中でもアメリカドルの金交換停止が世界経済におよぼす影響は大である。これは金ドル体制といわれ純金一オンス＝三五ドルで金と直結してドルを中心としてきたIMF体制を根底からくつがえすことになり、国際通貨は不安のるつぼの中に動揺しているわけである。このような事態となった根本原因は米国の対外資本流出、軍事費の増大等により国際収支の大巾な赤字が続き、国際通貨としてのドルは名目のみで破産状態になったからである。

以上のような経済情勢に伴い、円に対する外圧がきわめて強まり、アメリカはもとよりヨーロッパでも円の切上げを期待する向きが多い。それだけに今後の我が国経済、特に中小企業に及ぼす影響は深刻なものがある。輸出は大巾に減少し、全体的な不況ムードの中で長期不況化の様相を呈している現在、政府には切上げ率を低くするよう努力すると共に、中小企業への配慮を一段と望みたい。他方業界は製品の高度化や、設備の近代化など対外競争力の増大に努めなければならないと強調された。

尚、聴講者は一〇〇名余で活発な質問のもとに午後三時四十五分終了した。



日商第34回通常会員総会を開催

固定相場制へ早期回復を！

―当面の経済政策で要望―

日本商工会議所は、九月二十三日午前十時から東商ビルにおいて第三十四回通常会員総会を開催した。総会には、全国各都市の商工会議所会頭・専務理事、岡崎からは竹本専務理事、来賓として、佐藤内閣総理大臣をはじめ、田中通産、赤城農林、原労働、西村防衛、木村経企、大石環境、田中大蔵政務次官、藤尾建設政務次官らが出席した。永野日商会頭の挨拶につづき、議事では、四十五年度事業報告などのほか、当面の重要経済政策について協議、①固定相場制への復帰、②中小企業に対する総合的な緊急対策、③沖縄復帰対策などの意見を採択、直ちに政府に要望した。

〔永野会頭あいさつ要旨〕

――日中交流促進を望む――

▼ 現在、国際的通貨調整は急速には決定を期待しえない状勢であり、国内においては、輸入課徴金の負担、円の変動相場制への移行、国際通貨調整の遅延等による先行の見通し難から、中小企業を中心として、輸出取引はほとんど停止状態にあり、輸出関連産業のこおむりつつある影響はきわめて大きなものがある。状勢がこのまま推移すれば、二～三ケ月のうちに操業停止のやむなきに至る産地や中小企業がでてくる状況である。このような内外の情勢にかんがみ、政府が一層の努力を尽し多国間調整の場において主導性をもって固定相場制への復帰――新しい円の国際的位置の設定――を速やかに実現されることを切望する。

▼ 沖縄の本土復帰は、われわれ国民の長年の悲願である。返還協定と復帰関係法律の速やかな成立を期するとともに、温かい受入体制の具体化に万全の措置が講ぜられるよう強く望む。また、円平価の変動により沖縄の住民および企業が損失をこうむることのないよう特別の措置が講ぜられることは当然のことと考える。

▼ 九月十五に訪中関西財界代表団が中華人民共和国訪問の途についたが、その成果に大いに期待している。善隣友好、互恵平等の見地に立って、世界のいかなる国とも、人的、文化的、経済的交流を進めることは、世界平和を命求するわが国の基本的態度であり、われわれ産業人の立場でもあるといえる。今後における日中間の交流の一層の進展を望むものである。

〔要望内容の主なもの〕

・当面の重要経済政策に関する意見

一、円変動相場制への移行、国際通貨調整の遅延による先行き見通し難から、輸出商談の停止により中小企業を含むわが国産業界は、深刻な打撃をこうむりつつある現状にかんがみ、早急に新しい円レートを設定すべきであり、主導性をもって多国間国際通貨調整の早期実現をはかることは、わが国の責務である。また、為替差損については、繰越し期間の延長税額還付制度の拡充等の税制措置および金融上の措置を講じ、為替変動準備金制度を創設すること。

二、中小企業に対し、総合的な緊急対策＝中小企業の転換、構造改善等を円滑ならしめるため、産業調整援助に関する法律を制定し、金融、税制など各般の施策＝を早急に講ずること。

三、思い切った国債発行による大型補正予算を編成し公共投資の実効ある推進をはかるとともに、地方公共団体の財源強化措置を講ずること。また、所得税、法人税等の減税を年内に実施すること。

四、通貨不安、特恵供与、国際化の進展等により小規模事業者層は、とくに厳しい打撃をこうむりつつあるので、商工会議所の行なう小規模事業相談指導体制の強化をはかること。

五、円平価の変動により沖縄の住民および企業が損失をこうむることのないよう特別の措置を講ずるなど沖縄復帰対策に万全を期すること。

昭和四十七年度

中小企業政策に関する要望

国際的な通貨調整等中小企業をとりまく厳しい環境変化に対応し、中小企業構造の高度化、近代化等を強力に推進するため、昭和四十七年度において下記施策の実現をはかられるよう強く要望する。

記

一、中小企業構造の高度化、近代化の推進

(1)中小企業振興事業団に対する政府出資および財政投資融を飛躍的に増額し、その事業量の一層の拡充をはかること。

(2)中小企業における情報処理担当者等の教育研修のため、商工会議所に市民コンピューター・センター（仮称）を設置すること。これとともに、情報処理体制の整備促進のため、中小企業向け標準経営情報処理システムの開発促進、電算機導入指導等の諸施設を強化すること。

(3)技術水準の向上をはかるため、国公立試験研究機関の技術開発研究を促進するとともに、民間および業界団体に対する各種助成措置を一層強化すること。

(4)労働力不足に対処するため、あらたに省力化機械導入のための製造業等近代化資金枠、労働力確保のための安全、福利厚生施設整備資金枠を創設するとともに職業訓練関係施策、労働力有効活用策等の推進をはかること。

(5)以上のほか中小企業近代化促進法の指定業種、特定業種の大幅追加、下請中小企業振興対策の強化、経営合理化、近代化のための指導・診断事業の充実等をはかり、中小企業構造の高度化、近代化を徹底的に推進すること。

二、流通近代化の推進

(1)流通部門のシステム化を促進するため、「流通システム化基本方針」にもとづく実施計画の策定を急ぐとともに、流通システムの開発・設計、人材開発等を専門に行なう流通システム開発センター（仮称）を設置すること。

(2)取引条件の標準化、統一取引伝票の普及、統一取引コードの制定、パレットプール制の確立等流通システムの諸条件整備のための施策の充実をはかること。

(3)商業近代化地域計画策定事業を充実せしめるとともに、計画実施の場合の助成措置を検討すること。

(4)流通近代化貸付の充実等流通関係金融の飛躍的な強化をはかること。

三、公害対策の推進

(1)中小企業公害対策特別措置法（仮称）を制定し、主要業種ごとの公害防止の方向と対策を明らかにするとともに、共同公害防止事業、過密・公害防止のための工場移転、事業転換に対し、大幅な助成措置を講ずること。(2)中小企業向け公害防止機器、技術が未開発の現状にかんがみ、研究開発を促進すること。また公害防止機器、計測機器についての検定制度を創設すること。

(3)商工会議所が実施している産業公害相談事業を拡充強化すること。

(4)公害防止施設の設置等に必要な資金の円滑な供給をはかること。特に、設備近代化資金貸付の融資比率を大幅に引上げること。

(5)公害防止施設についての特段の税制措置を拡充するとともに、特に、無公害生産設備についての特別償却制度を新たに創設すること。

四、小規模事業対策の強化拡充

(1)経営指導員、小規模企業振興委員の増員等商工会議所が行なう経営改善普及事業の抜本的な拡充をはかること。

(2)小規模企業共済制度について、共済掛金および共済金額の増額、共済金の退職所得扱い、掛金掛止め制度の創設等の改善をはかること。

(3)中小企業設備近代化資金貸付制度および設備貸与制度の充実をはかること。

（小規模事業対策の強化拡充については、「昭和四十七年度小規模事業対策の強化拡充に関する要望」を別途提出。）

五、国際化の進展に対応する対策の推進

(1)特恵対策に万全を期するため、既存の融資制度の充実をはかるほか、国民金融公庫に特恵転換貸付制度をあらたに創設すること。

(2)中小企業の海外投資を促進するため、中小企業金融公庫に中小企業海外投資促進貸付制度を創設すること。

(3)海外に進出する中小企業者のため、商工会議所に設置されている海外企業技術協力斡旋事業の拡充強化をはかること。

六、金融・税制の充実

(1)政府関係中小企業金融三機関に対する政府出資および財政投融資を強化し、その貸出規模の拡大、貸出条件の緩和をはかること。

(2)信用保険公庫に対する政府出資を増額し、信用補完制度の充実をはかること。

(3)中小企業者の税負担の軽減をはかること。このため、特に。次の措置を講ずること。

(イ)個人事業主報酬制の創設。

(ロ)法人税の軽減税率の適用所得限度額の引上げ。

(ハ)同族会社の留保金課税の撤廃。

(ニ)個人事業税における事業主控除額の大幅引上げ。

(ホ)構造改善準備金制度、近促法に一／三割増償却制度等の適用期限の延長

七、中小企業者の規模範囲の拡大

中小企業者の規模範囲の拡大をはかること。

▼閣議決定▲

米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の緊急中小企業対策について

米国の輸入課徴金制度の実施、為替変動幅の制限の暫定的停止に伴い、大きな影響をこうむることとなる輸出関連の中小企業に対し、緊急措置として下記により総合的な対策を講ずることとし、これら中小企業の経営の安定に遺憾なきを期するものとする。

一、金融上の特別措置

政府関係中小企業金融三機関による特定の輸出関連中小企業に対する滞貨・減産・転業資金に係る長期低利の融資等につき、次の金融上の特別措置を講ずる。

(1) 融資規模の拡大

商工組合中央金庫および中小企業金融公庫にあっては一債務者あたり一、〇〇〇万円、国民金融公庫にあっては一債務者あたり五〇〇万円の範囲内において(2)に掲げる特利を適用するものとする。

	融資規模
商工組合中央金庫	七五〇億円
中小企業金融公庫	四〇〇億円
国民金融公庫	三五〇億円
計	一、五〇〇億円

(2) 融資条件の緩和

貸付け期間は三年以内を原則とするが、必要に応じ五年以内（いずれもすえおき一年以内）とし、特利適用部分については、金利六・五%（三年をこえるものについては四年目以降七%）に引き下げる。

(3) 融資限度の別わく設定

現行の融資限度のほか、別わくの融資限度を設定する。（中小企業金融公庫二、〇〇〇万円、国民金融公庫五〇〇万円）

(4) 財政措置

上記の諸措置に伴い、次の財政措置を講ずる。

①商工組合中央金庫に対する出資

	五〇億円

②財政投融資の追加

商工組合中央金庫	二五〇億円
中小企業金融公庫	四〇〇億円
国民金融公庫	三五〇億円
計	一、〇〇〇億円

(5) 設備近代化資金等の返済猶予

輸出関連中小企業であって、中小企業振興事業団高度化資金および中小企業設備近代化資金の返済が著しく困難と認められるものについては、返済猶予を認めるものとする。

二、信用補完措置

輸出関連中小企業のうち信用力、担保力に乏しいものについては、次により信用補完の拡充を図る。

(1) 保険特例措置の新設

中小企業信用保険につき、左記により保険特例措置を新設する。

(イ) 保険限度の別わく設定

通常の保険限度額につき、それぞれこれらと同額の別わくを設ける。

(ロ) 保険料率の引下げ

(イ)に掲げる別わく分については、通常の料率の三分の二に引下げる。

(ハ) 補てん率

普通保険に係る別わくについては、通常の補てん率七〇%を八〇%に引き上げる。

(ニ) 特例期間

中小企業信用保険法の特例措置施行後一年以内とする。

三、為替取引安定措置

中小企業の円滑な輸出取引を促進するため、為替取引につき、左記の臨時措置を講ずる。

(1) 外国為替資金特別会計は、中小企業製品の輸出に係る期限付輸出手形を買い取った外国為替公認銀行に対しこれらの手形に見合って外貨預託を行なう。

(2) 預託の条件

外国為替公認銀行の買い取った中小企業製品の輸出に係る期限付輸出手形をカバーするものとする。

四、税制上の特別措置

(1) 輸出関連事業を営み、特に大きな影響を受ける中小企業について、今後一年間は、欠損金の繰戻し制度による還付を既往三年間（現行一年間）にさかのぼって行なうことを認める。なお、地方税においても欠損の繰越しについて特別措置を講ずる。

(2) 事業転換を行なう中小企業を対象として、廃棄または譲渡する減価償却資産については、短期間に償却することができるよう措置する。

(3) 特に大きな影響を受ける中小企業に対して、中間申告制度、予定納税額の減額承認制度および納税猶予制度の活用を図る。

五、事業転換の円滑化

中小企業の事業転換が円滑に進められるよう、次の措置を講ずることとする。

(1) 事業転換を行なう者に対し、中小企業振興事業団の高度化資金および中小企業金融公庫の特別貸付けを行なう。

(2) 事業転換に関しては右記四、の税制上の特別措置を適用する。

会議所のうごき

（九～十月）

記帳継続指導の実施

当所中小企業相談所では、青色申告者のための記帳指導を毎月実施しております。八月は二十四日～二十七日九月は六日～九日、十月は十一日～十四日まで、各四日間実施した。指導件数は、計二十一件でした。尚、この指導は当所渡辺記帳指導員、岡安記帳専任職員が担当いたしました。

商業小売部会監事会開催

標記監事会は、九月七日午後二時より当所において開催され、細田部会長、上村副部会長、増田副部会長、荒木副部会長の立ち会いのもと、臼井監事、寺川監事の昭和四十五年度収支決算の会計監査があり、決算書と諸帳簿及び証拠書類と照合の結果何れも正確であると認証された。

職場管理とカウンセリング講習会開催

カウンセリングセミナー基礎編として九月十四日（火）午後一時三十分より当所三階ホールにおいて、大阪市立大学教授岸戸護氏を講師に標記講習会を開催した。

本講座は産業カウンセリング技法を通じて、人的管理の基本的意義を明確にするため、カウンセリングの原理を日常職場の管理監督に、また青少年従業員の職場適応、定着指導に、あるいは人事労働の改善に、更には創造性の開発にどのように活用すべきかということについて体系的に講義をされた。尚、受講者は十三名。

当所商業活動調整協議会の結論出る

西大寺に建設中の奈良ファミリー内に設けられる近鉄百貨店について百貨店審議会から諮問を受けた当所では、三月五日、第一回協議会を皮切りに審議を続けていたが、九月十四日の協議会に於て結論を出した。

当日は午前十時、豊崎会長外十委員、水田通産局商工部長外二参与出席のもとに、量販店、テナント問題及び遺跡並びに日照権問題について現在までの状況報告をうけた後、近鉄百貨店西大寺店新設について種々協議の結果、地元小売業界との協調の精神で共存共栄をはかることを前提として店舗新設許可申請について申請通り承認して差支えない旨会頭宛に答申することに結論づけた。

昭和四十六年度関西地区中小企業集団指導者セミナーに出席

中小企業団および国の助成終了集団の指導員に対して、労務改善事業に必要な研修および経験交流の機会を提供し、中小企業の労務改善事業の推進に資するために、日本労働協会、奈良県共催のもとに、標記セミナーが九月十六日（木）、十七日（金）、十八日（土）の三日間、奈良県文化会館で開催された。

「研修内容は

一、中小企業集団労務改善事業の概況

二、景気動向と中小企業

三、職場の人間関係（グループディスカッション）

四、経験交流

(イ) 労働力の確保と定着

(ロ) 安全衛生対策

(ハ) 教育訓練の進め方

等で」当所より大井指導員が出席した。

定例税務相談の開催

税の問題は、企業経営者にとって大きな比重を占めております。この様なことから当所では、大阪国税局税務相談室より担当官を招いて、毎月定期的に相談日を設け相談に応じております。九月は十四日、十月は二十日に実施した。指導件数は合計十六件、尚この相談は、企業納税の立場に立っての個別相談でありますので、今後ともお気軽に、ご利用下さい。

昭和四十六年度第四回経営指導員連絡会議に出席

奈良県では去る九月十七日、共済組合やまとにおいて標記連絡会議を開催。当面の経営改善普及事業について種々協議をなした。尚、当所からは中村指導員が出席した。

商業小売部会幹事会を開催

商業小売部会では、去る九月二十日、当所において細田部会長、上村、増田荒木副部会長他幹事十名の出席のもとに開催、昭和四十五年度小売部会々計決算報告をなし承認を得た。

労働保険の徴収業務打合せ会に出席

労災、失業両保険の保険料徴収が一本化され「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」が昭和四十七年四月一日より施行される予定となっているが、この法律の施行による切替事務等の円滑な運営をはかるための説明会が、九月二十一日奈良県商工労働部、奈良労働基準局の共済で、奈良合同庁舎会議室にて県下の労災、失業両保険の事務担当者出席の下に開催された。尚、当所より岡安係員が出席した。

昭和四十六年度第三回経営指導員研修会に出席

経営指導員の資質向上ならびに経営改善普及事業の円滑かつ効果的な相談指導を実施するための標記研修会が九月二十一日午後一時より、当所三階ホールで、奈良県立短期大学教授由比凌氏を講師に、県下経営指導員、中央会指導員参加のもとに開催され、当所より中村指導課長、吉田、鈴木、大井各指導員が出席した。研修内容は、ニクソン声明以後のドルショックによって産業界は大きく揺れ動き、不況は長期化の様相となり特に中小企業に与える影響は大である。このような経済情勢の中で、今後の不況対策についての善処策を種々説明された。尚、当面の対策指導に役立てるべく指導員一同熱心に聴講した。

観光土産品買い取り審査開催

九月二十二日（木）当所三階ホールにて観光土産品の買い取り審査会が実施された。午前九時より各地区別に担当者が土産物を買い取り、午後一時三十分より審査開始、買い取り点数は四十六点、まず一点づつ容器、量目、製造年月日、製造業者名等を重点的に点検、各自審査表に記入、結果を集計の後、合議審査に入る。少しでも問題点が指摘されると、その品物を取り上げて合否を判定する。午後五時半審査終了、最終結果は合格十九点、条件付合格二十点、不合格五点、保留二点であった。出席者は松岡会長以下公取委員二十三名、特に公取大阪事務所より郷田総務課長外二名の臨席を得た。なお十月二日（土）午後二時より当所小サロンにて不合格品の手直し相談会が開かれ、松岡会長、南畝副会長を相談役とし、該当商品取扱い業者八名に集まっていただき問題点について活発な議論の末、手直し事項を業者側に納得してもらった。

奈良税務署長を囲んでの懇談会を開催

当所では去る九月二十五日、午前十時より寺野署長、稲田副署長以下各統括官をお招きして、今次の国税局機構改革等、当面の税制問題を中心に標記懇談会を開催した。尚、当所よりは河合、小山副会頭、中村専務理事他常議員、監事十二名が出席した。尚、当日は特に所得税（源泉）について種々意見交換が行なわれた。

第六十五回常議員会の開催

去る九月二十五日、午後一時より当所二階ホールに於いて常議員会を開催し、当日は河合、小山両副会頭、中村専務理事、乾常議員外十常議員の出席をえた。議件である近鉄百貨店の店舗新設許可申請に関する答申については、昨年十二月の常議員会に於いて設置をみた商業活動調整協議会に於いて審議を続けていたが、九月十四日商調協豊崎会長より会頭宛に「申請通り承認して差支えないものと思料す」との答申があり、これにもとずき百貨店審議会近畿地方部会長宛に会頭より答申したい旨の報告があった。

第三十九回計算尺検定試験の施行

九月二十六日、県立奈良工業高等学校、正強高校に於いて標記検定試験を施行、受験者総数二〇〇名の内五七名が合格した。級別では一級なし、二級一名、三級一五名、四級二〇名五級七名、六級五七名。（合格率二八・五%）となった。

販路開拓と売上促進講座開催

最近の経済環境の変化に対処し、激しい販売競争を乗り切るため、以前にもまして販売促進策が必要であるとの観点から、営業部員を対象に、標記講座を経営コンサルタント鈴木慎哉氏を迎えて、九月二十七日午前十時より午後五時まで、当所三階ホールで開催した。講義内容は、購買の性質、販売の本質、セールスマンの心構え、購買心理等で受講者三十一名は講師のユーモアあふれる講義を熱心に聴講した。

「職務分析の方法とその役割」講習会開催

当所の労務管理セミナーシリーズとして九月二十八日（火）午後一時三十分より三階ホールで、大阪工業大学講師中村謹吾氏をお招きして、標記講習会を開催した。

職務分析は労働者の能力を十分研究し、検討することによって、採用配置の資料を提供するものである。そこでまず職務分析の基本的性格の説明から入り、その役割、各種の方法等について講義をされ、最後に今後の方向として、各企業は、職務分析を難しく考えないで、会社の現状、企業能力に応じたものを選択し、合理的な職務編成をすることが重要であると強調された。尚、参加者十七名。

近畿地区中小企業関係連絡会議に出席

大阪通産局主催によるこの連絡は、先般のドル防衛措置による円の変動為替相場制移行に伴い近畿経済は新しい局面をむかえ、中小企業をめぐる経済環境は一段ときびしさを増しつつあり、このときに近畿ブロックの商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会よりそれぞれ参集し、去る九月三十日大阪の中小企業文化会館ホールにおいて通産局総務部長を初め担当課長らご出席のもと各府県経済団体関係が参集して実状を提起した、本連合会より次のとおり報告した。

中小企業の現況について

今次のドル防衛措置及び円の変動相場制の移行による本連合会傘下の中小企業の影響度については、奈良、大和高田両市における対米輸出は、僅少であったため直接的な危機感はない。

然しながら昨年来よりの不況に加えて今次の平貨不安と景気の先き行き不安による動揺は大きいものがある。

従って対米輸出のあるとないにかかわらず当地域の中小企業は

(1)円の固定相場制

(2)輸入課徴金の撤回

を切望する声は大きい。また今後の見透しについても対米輸出品が国内向けに転向した場合、当然起こり得る過競争、収益低下は中小企業の存命に及ぶものとし、特に繊維業界にあっては、その前途について暗いものを感じ、特にドルショック以前に大きな問題をかかえているだけにその将来に明るさはない。また中小建設業界においても政府の社会資本投資については結果的には大企業のみにその恩恵が止まり全体的な景気浮揚策にはならないとし、中小企業の需注分野の確立を切望している。

また奈良の商工業者数七、〇〇〇のうち製造業は六五〇、建設業三八三であり、その他は商業、観光（レジャー産業）の比重が大きく今後ドルショックがどのようにレジャー産業に影響をもたらすか一つの課題となっている。

尚、奈良商工会議所では所内に「景気対策会議」を設置し、その事業の一つに「景気対策相談室」を設け中小企業に密着した対策を講じる体制をとっている。

官公需確保対策地方振進協議会に出席

去る十月一日午後一時三十分より、県文化会館三号室に於いて、通商産業局主催のもとに協議会が開かれ、奈良県下商工団体約三十名が出席、当所よりは木戸主事が出席した。（説明内容別掲）

中堅管理者の監督能力向上講座開催

標記の講座を十月四日(月)、五日(火)の二日間、午前十時より三階中ホールで、マネジメント・アカデミーの指導部次長植田勝氏を講師に招いて開催した。

この講座は管理・監督者がこれからの若年労働者をどのように指導するべきかを中心に、

一、指導者の心得、仕事、責任について

二、現在若年労働者の会社、仕事に対するものの考え方及び態度について

三、人間関係と自己啓発について

講義され、人間性尊重の精神の上に現在の若年労働者を見、仕事に対して何を求めているかということを考えながら、部下の指導をしなければならぬことを強調された。

参加者は、二十一名でした。

昭和四十六年度経営指導員研修会基礎コース（前期）に参加

経営指導員の資質の向上と、最近の経済情勢及び中小企業問題を適確に把握する為に、大阪通商産業局と管内の府県の主催により、経営指導員九十一名を集めて標記研修会が十月四日、五日、六日の三日間和歌山県加太国民休暇村「みやま荘」において大阪通商産業局中小企業第一課長岡正住氏他通産局係官等を講師に開催された。当所より大井、鈴木両指導員が参加した。

衣料、雑貨販売店セミナーを開催

最近奈良市においても、大型店の進出が目立ち小売店をめぐる環境は益々きびしさを加えつつあります。この様な環境変化に対処するための標記セミナーを十月七日（木）午後一時三十分より、午後四時三十分まで、当所二階で岡山商科大学助教授西岡正雄氏を講師に迎え開催した。内容は小売店の専門店化を中心に進

小企業者税務対策連絡会議に出席

奈良税務署主催による小企業者税務対策連絡会議は小規模事業者を対象に指導関係団体で構成され、記帳指導をはじめ、経営、労務等幅広い指導活動を通じ、事業の繁栄と自主申告納税制度の確立を目的として組織されているが、去る十月十一日午前十時より奈良合同庁舎会議室において、当面の記帳指導及び今後の進め方等について連絡会議を開催種々協議をなした。尚、当所からは中村専務理事、和井田事務局長、中村指導員が出席した。

市との連絡協議会の開催

当所と奈良市観光商工課との連絡協議会は、十月十二日午前十時より当所ホールに於て、市より桐木課長、出口係長、当所より中村専務理事、和井田局長、木戸、中村主事が出席して開催、当面の事業についての情報交換ならびに打合せを行なった。

昭和四十六年度第五回経営指導員連絡会議に出席

県下小規模企業金融の一層の円滑化をはかるため、十月十二日（火）十時より当所ホールに於いて主催者側奈良県商工課穴田主事、県商工会指導員十名が出席して開催、当所より吉田指導員が出席した。

会議の内容は商工中金融資にかかる協同組合の設立についてであり、種々討議を行い具体的な方向については次回に持越した。尚当日午後一時より引き続いて、県下小規模企業の記帳指導のシステム化等をはかるための標記連絡会議が開催され主催者側（奈良県商工課）より小松主幹、穴田主事、県商工会の経営指導員十二名、当所より吉田指導員が出席した。

会議の内容は税務署より要望のある指導の一元化について個々の税務署管内商工会より実情等説明あり、意見の交換を行った。

建設部会開催

一連のドルショックに対する景気刺激策として政府においては、大幅な財政投融資を計画しており、本県においても特に土木建築等の公共事業については直接、間接に影響があるものと思われるので、この機会に今後の公共事業計画等を中心に奈良県出納長紀埜孝典氏をゲストにお招きして、去る十月十二日午後三時より当所ホールにおいて標記部会を開催、尚、当日は中村専務理事、尾田部会長他十九名が出席。

商業小売部会幹事会開催

去る十月十三日、当所において標記幹事会を開催、本年度の歳末大売出しについて種々協議の結果、新春松竹新喜劇招待を中心に来る十二月一日より全市一斉に実施することになった。尚、当日は上村、増田、荒木副部会長の他幹事多数が出席した。

田中通産大臣との懇談会に大森会頭が出席

去る十月十一日、大阪商工会議所国際会議ホールに於て田中通商産業大臣との懇談会が開催され、当所より大森会頭が列席された。

田中通産相は、アメリカの新経済政策に端を発した当面する重要課題についての経過説明と所信を明らかにし、引続き懇談に入り「固定相談制への移行」「中小企業政策」等について活発な意見の交換があった。

昭和四十六年度中小企業経営管理者研修会開催

められ講義終了後、参加者より熱心なる質問が多く出され有意義なセミナーとなった。

小田原商工会議所来所

小田原商工会議所では毎年一回先進地商工会議所の視察、懇談を実施されていますが、本年は当所ということで、去る十月七日、今井会頭外一行十七氏が来所された。当日は河合副会頭が歓迎の挨拶、引続き今井会頭が謝辞を述べられ、当所の事業概要について中村専務理事より詳細に説明の後質疑応答は当所の一日ドック制度、人材開催コーナー及び現在管理中の独身寮が話題の中心となり、昼食を共にして午後よりは観光バスにより初秋の飛鳥、法隆寺方面をたずねられた。

失業保険相談の実施

失業保険の加入、届書、納付、給付についての相談を受けるため、十月七日午後一時より四時まで当所二階ホールに於いて奈良職業安定所の係員による相談を実施した。尚、この相談室は奈良公共職業安定所と共催のもとに毎月第一木曜日の一時より四時までを定例日としておりますのでお気軽にご利用下さい。

我国の経済環境は大きな転換期を迎え、また個々企業においても若年労働力の需給逼迫とこれに伴う賃金の高騰、企業間競争の激化等特に中小企業を取りまく環境は益々厳しさを加えつつあり、戦後最大の試練に直面していると云っても過言ではないと思われます。このような情勢の下で中小企業が生きのび成長発展を遂げるには適確なる経営方針の樹立運用が最も肝要であると思われますので、今回奈良県と共催のもとに標記研修講座を左記のとおり実施致しました。

尚、参加者は三十五名でした。

記

十月十八日（月）　生産管理概論
二十二日（金）　作業管理
二十五日（月）　工程管理
二十七日（水）　品質管理
二十八日（木）　予防保全、長期計画と原価管理
十一月二日（火）　安全管理、運搬管理
八日（月）　省力化問題、新しい生産管理について
十二日（金）　伊藤工機㈱、象印マホービン㈱、工場見学実習

担当講師、大阪工業大学助教授、帆足辰雄、川井一郎、経営コンサルタント植田勝、中小企業診断士守谷健一の各氏により熱心な講義がなされた。

付加価値税　企業サイドからみた問題点

品物が売られるたびに、その段階でつけ加えられた付加価値に対して課税する間接税のことで、日本商工会議所は、税制委員会で付加価値税を検討した結果、およびアンケート調査の結果をもとにまとめた〝一般消費税としての付加価値税について〟の報告書を、税制調査会に提出した。

報告書の内容はつぎのとおりで、検討や調査の結果からえられたおもな問題点を指摘している。

×××

一、企業の立場からみて、付加価値税はつぎのような問題点を抱えているので、同税の検討に当たっては、このような点の実態把握を十分に行なったうえで慎重に対処されたい。

（一）商品の需給関係、取引者間の力関係等によっては、必ずしも全面転嫁ができるとは考えられない。

特に弱い立場の中小企業においては、このような懸念が強い。

（二）全面転嫁により販売価格に税額が上乗せされる場合は、企業の売上面へ相当大きな影響が現われると考えられる。

（三）税額分だけ消費者の支出が増加することになれば、それが賃金引き上げを誘発し、現在の大幅賃金引き上げ傾向に拍車をかけることになろう。

（四）現在にくらべて企業の納税事務ならびに関係事務は、相当増大すると見込まれるが、労働力不足のおりから、それにともなう人員増加は必ずしも容易ではない。

（五）付加価値税の納税時期の定め方にもよるが、買掛期間と売掛期間のギャップによって、一時的に税金の立て替え払いをせざるをえない企業が多いと思われる。その結果、これらの企業にとっては、税金の立て替え資金の調達という新たな問題が生ずることになる。

（六）わが国は欧州諸国のような一般消費税の実施経験に乏しく、取引段階が複雑多岐にわたるうえに、リベート、返品、委託、未決り伝票など特殊な取引慣行が存在するので、付加価値税は技術的にきわめて困難である。

二、付加価値税の目的。その税収の使途、他の税目との関係（たとえば個別消費税をどうするか等）および、その具体的実施方法等が明確にされていないこともあり、付加価値税に対する一般の認識や理解は現在の時点では十分とはいえない。今後、政府税制調査会はこれらの点を明らかにしていくとともに、負担の公平等税制全般の問題との関連を考慮しつつ検討を進めるべきである。

ミニ情報　変動相場制の観光界への影響

観光関連産業は、変動相場制移行からくる直接的な影響は少ないが、景気に敏感なだけに、そこからくる不況感が顧客減少という形で表面化している。

（航空業界） 為替差益ができるが、旅客の伸び悩みがでてきおり、国際線、国内線ともに減少している。このために、航空三社は、長期計画を修正、設備投資の縮少を検討し始めた。運賃値上げも検討されている。

（ホテル業界） 外貨交換には多少とまどっているが、直接の被害は少ない。しかし、為替レート不安定により、来年以降の予約がなかなかまとまらない。前渡金の引き取りができないという影響がでている。アメリカの不景気による外人観光客の減少を心配している。

（旅行あっ旋業界） 景気後退からくる不況感に対して、旅行あっ旋だけでなく、多角経営をはかり、代理店からの脱皮をはかる動きがでている。

随筆

現代の若ものについて

東京大学助教授　逸見武光

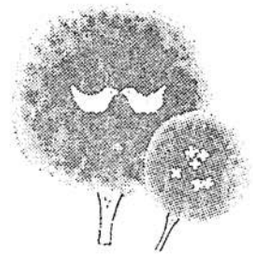


わたくしに与えられた課題は「現代の若もの気質」というものであった。しかし、抽象的に現代の若ものを語ることは不可能に近い。なぜなら、若ものとは、いつの時代でもおとなたちのコントロールの外にあり、おとなたちが守ろうとする秩序に疑問を抱き、しばしばそれを破壊しようとするものであるからである。古代エジプトの遺跡にも「子供たちは、今日では、親のいうことをきかない。……このことを考えると大地が崩れていくような気持になる」と記されているそうであるが、この言葉を現代のどの国の親たちの言葉におきかえてみても、それほどの違いはないだろう。妙に従順な若ものがいたら、むしろその方が問題なのである。また、子供たちがいうことをきかないといって嘆き、途方にくれている親があれば、それは、その子供たちに問題がある以上に、その親に問題があると考えても、まず間違いはない。だからして、「現代の若もの気質」と題して語られている多くのことがらは、それを語る人々の親たちもかれらについて同じことを語ったであろうし、祖父たちもまた同様のつぶやきをくり返していたであろうことを思わなくてはならない。

現代とこの国

しかし、その反面で、たしかに現代のこの国の若ものたちには、この国のおとなにとって理解し難い幾つかの特徴をみ出すことができる。ここで、考察を明確にするために、現代のと、この国のという二つの条件を分けて考える必要があろう。現代とは歴史的な限定であり、この国とは空間的な限定であるからである。もちろん、情報網が飛躍的に発達した現代においては空間的差異は以前に比べかなり縮小されてはいる。しかし、今日においてもそれを無視することができないことはいうまでもない。

ところで、この国という空間性は、ただに空間であるわけではなく、この国に特有の風土、伝統、歴史を内包した場である。したがって、異なった風土、伝統、歴史を有する他の国、つまり他の文化と比較することによって、この文化の場を考えなくてはならない。外国での生活を数カ月してみれば、日本人の感じ方と考え方は他の国の人々とずいぶん異なるものであることにすぐ気がつくものである。それがどのように違っているかは、いまここでくだくだしく記さなくても多くの人々が述べている通りである。ただ、それらの違いを一面的な価値規範に照らして語られるきらいがあるが、それは余り役に立たない。風土や伝統やそれに基づく生活の道を一面的な価値規範で切って捨てるような試みは余り意味を持ちえないものであろう。



現代の若もの像の推移

さて、そろそろ与えられた課題にもどって、現代について考えてみよう。いつからを現代として把えるかはそれとして重要な問題であろうが、わたくしは一応、一九五五年（昭和三十年）以降を

わが国の現代と考えている。それは、いわゆる戦後状況が終って産業社会化路線が軌道に乗りはじめた頃からにあたる。米のヤミ値が配給値より下がり、十年余にわたってさらされてきた飢餓の恐怖からようやく解放されたと実感しえたのが一九五五年であった。この年、深夜喫茶なるものが生まれ、ボヘミアンを気どる若もの、憩いの場を持たない恋人たち、それにチンピラやくざなどが、うす暗い店でそれぞれにたむろする姿がみられはじめた。しかし、ボヘミアンと貧しい恋人たちと伝統的な非行少年の流れをくむチンピラたちが互に手を握るには、それからさらに十余年を要したのである。わが国における新しいボヘミアンは翌五六年、太陽族なる呼称でさっそうと登場してきたが、これがわが国で中流以上の社会階層の若ものが公然と、積極的に、カラリとした振舞いで（カッコ良く）古い秩序を蹴とばした最初だったであろう。この頃、わが国の産業社会化は急速に進んだが、その反面で、地域格差が著しくなり、地方から都会への家出人の激増をみた。彼ら若ものたちは、後に一九七〇年に入って一種の宗教的集りとも思えるほどの昂まりをみせているロック音楽をすでに愛好しはじめていた。ロックンロールからロカビリーにかけての〝旋風〟と呼ばれた流行がそれである。一九五八年には売春防止法が施行されて、若もの文化をさらに変化させることになった。この頃、オートバイを傍若無人に乗りまわすカミナリ族も登場した。一九六〇年の安保阻止に破れて挫折の時代に入ると、他方で、TV、電話、交通機関、週刊誌などの情報産業の急速なる発達とあいまって太平ムードにおおわれた昭和元禄を迎えることになる。ことに、六〇年代の前半に、わが国の農業人口は工業人口を下まわるにいたり、遂に工業国へと脱皮したことは、若もの文化を著しく変えるにいたった。六〇年代におけるすさまじいまでの産業社会化については、ここでいまさら述べるまでもないだろう。

若ものの脱産業化

今日のわが国の若ものたちについて、一言で述べるならば「一九五五年以降、おとなたちが、しゃにむにひた走った産業化路線に対する反撥の世代」ということができよう。飢えを知らない若ものたちは物質的価値に鈍感である。つまり、物質的価値を計画的に求めることをしない反面で、その求め方において、かつてはフェアーでないとされた行動を、ちゅうちょせずにとるようになった。物質的価値に鈍感になった反動として、社会的評価には鋭敏である。物質的価値に関する規準が明確でないから、社会的評価に関するそれも明確でなく、おとなたちの思いもよらないことで差別だ、偏見だと被害者感情をむき出しにする。

産業化路線が必ずしも人々の幸福を保証しないとみきわめた若ものたちは、もはや勤勉―成功などというプロバガンダを信用しない。四角四面な生き方などくそくらえと思っている。そして、頑丈そうなもの、大きなものには、それが何であれ反撥するのである。

これからの問題

産業社会化に伴ってあらわれた父親像の没落、教育期間の延長、人口流動による若ものの流民化等々、語るべきことは多いが紙数がつきたのでこの辺りでペンを止める。ただひとつつけ加えておきたいことは、先進産業社会の側から考えると、社会の解体は大学からはじまって、その次に深刻な状況におちいるのは下級公務員、警察官、看護婦、交通労働者など、産業の発展の恩恵を直ちには受けない人々の集団であること、そしてそれらの解体のひきがねのひかれるのは、これらの人々を負け犬の状況に追いこんだときである、と予想されることである。ただし、これらの人々が露骨な攻撃に出るかどうかは精神科医であるわたくしには判らない。さしあたっては少なくとも、状況に対する抑うつ―無力反応を呈した脱落者が相つぐであろうことを述べておく。

筆者略歴……

一九二五年、京都で生まれる。一九四九年、京都大学医学専門部卒業、五〇年、京都大学医学部精神医学教室で精神医学を専攻。五一年、法務技官となり、少年院、少年鑑別所を歴任。六九年、横浜少年鑑別所次長より東京大学助教授に就任、精神衛生学を担当。

六一年―六二年、カリフォルニア州政府へ留学、矯正精神医学の研究を行なう。六六年―六七年、カンサス州・メニンガー精神医学研究所へ留学、法精神医学と社会精神医学の研究を行なう。

青少年問題と薬物乱用問題の研究者として外国政府の招待を受けることが多い。

「解　説」

相続と税金

〔相続とは〕

人が死亡すると、その人が持っていた財産や権利義務を相続人が引き継ぎます。これを相続といいます。相続は、死亡した人が持っていたすべてのものを引き継ぎますが、税理士や弁護士の資格のように、引き継がれないものもあります。

相続人は、ふつう死亡した人の配偶者と子です。子がいないときは、配偶者と直系尊属（両親）、子も直系尊属もいないときは、配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。また、相続開始前に子が死亡していた孫がいるときは、孫は子と同じ立場で相続人となります。

遺産の分けかたは、相続人の間で自由にきめてよいことになっていますが、民法では、法定相続分として次のような割合を定めています。

㈠相続人が配偶者と子の場合
　配偶者三分の一、子三分の二
㈡相続人が配偶者と直系尊属の場合
　配偶者二分の一、直系尊属二分の一
㈢相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合
　配偶者三分の二、兄弟姉妹三分の一

なお、同順位の人が数人いるときは、前記の割合をさらに均等に分けることになっています。

〔相続税の計算〕

相続や遺贈（遺言による贈与）によって財産を取得したときには、相続税がかかります。相続税の計算は次のように行ないます。

㈠遺産総額から基礎控除額と遺産にかかる配偶者控除額を差し引いて、課税される遺産総額を計算します。

基礎控除額は、四〇〇万円と八〇万円に相続人の数をかけた金額です。

遺産にかかる配偶者控除額は、相続人のなかに、被相続人（死亡した人）との婚姻期間が一〇年をこえる配偶者がある場合に受けられるものです。控除額は、婚姻期間のうち一〇年をこえる部分の年数に四〇万円をかけた金額ですが四〇万円が限度です。

したがって、遺産総額が、基礎控除額と遺産にかかる配偶者控除額の合計額を下回るときは、相続税はかかりません。

㈡㈠で計算した課税される遺産総額を、各相続人が法定相続分に応じて取得したものと仮定した場合の金額を計算します。この金額にそれぞれ税率をかけて税額を算出し、その金額を合計します。これが相続税の総額です。

㈢各相続人が納める税額は、㈡で計算した相続税の総額を実際に取得した遺産額に応じてあん分したものですが、配偶者や未成年者については、さらに税額の控除があります。

配偶者の税額控除額は、被相続人の遺産相続額（この額が三、〇〇〇万円をこえるときは三、〇〇〇万円とします。）を各相続人が法定相続分に応じて取得したものとして計算した場合に、その配偶者について算出される相続額にあたる金額です。

したがって、遺産総額が三、〇〇〇万円以下で、配偶者が法定相続分以内の財産を相続したときには、その配偶者は相続税を納めなくてもよいことになります。未成年者控除額は、一万円にその未成年者が二〇歳に達するまでの年数をかけた金額です。

〔相続税がかからない財産〕

相続税は、原則として被相続人のすべての財産にかかりますが、次のようなものには相続税はかかりません。

㈠墓所、仏だん、仏具など
㈡相続人が受け取った生命保険金のうち、原則として相続人ごとにそれぞれ一五〇万円までの金額、
㈢相続人が受け取った退職手当金などのうち、原則として相続人ごとにそれぞれ八〇万円までの金額
㈣相続や遺贈によって取得した財産を、相続税の申告期限までに、国や地方公共団体または特定の公益法人に寄付した場合、その寄付した財産

なお、遺族が受ける香典は、税金の対象になりません。

〔相続税の申告〕

遺産総額が基礎控除額と遺産にかかる配偶者控除額との合計額より多いときは相続税の申告をしなければなりません。

申告期間は、死亡した日の翌日から計算して六か月以内となっています。申告書の提出先は、被相続人の納税地を所轄する税務署です。

〔相続税の納付〕

相続税は、申告期間内に納税もすることになっています。相続税を一時に納めにくいときは、分割して納める延納や、財産で納める物納の方法があります。

延納や物納をしたいときは、相続税の申告期間内に、申請書を提出して、税務署長の許可を受けることになっています。延納によって相続税を納める場合には、延納期間中は延納税額について年七・三%の利子税がかかります。

中小企業庁だより

＝中小企業の官公需受注機会の確保＝

官公需の発注に当たり、中小企業者に受注の機会を確保することを目的として「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」が昭和四十一年に制定されております。この法律は国、公共企業体（専売公社、国鉄、電々公社）公団等が物品の買入れ等の契約を締結するに当って、予算の適正な使用に留意しながら中小企業者の受注機会の増大を図るよう積極的に努力するものとし、それを裏づけるために国が毎年度、国等の契約に関して法律の目的が達成されるように方針を作成して、その要旨を公表することになっています。昭和四十六年度については、八月二十四日の閣議で決定されましたが、その概要は次のとおりです。

第一に中小企業向け契約の目標が決められております。その目標によれば今年度における国等の契約のうち、中小企業向け契約が一兆四〇〇億円となるよう努めるものとされています。この全額は国については約五、四〇〇億円、公社、公団等については約五、〇〇〇億円となっています。また一兆四〇〇億円は、国等の全官公需対象予算約三兆四、六〇〇億円の三〇・一%（国については約一兆四、四六〇億円の三七・五%、公社、公団等については約二兆一二〇億円の二四・八%）になります。

なお、昭和四十五年度の実績は七、六五〇億円で全官公需契約の二七・五%でした。

第二に中小企業の受注機会の増大のための措置が定められております。

今年度は、昭和四十一年度から昭和四十五年度までに定められた種々の措置、すなわち①中小企業官公需特定品目（繊物、外衣、下衣その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷および潤滑油）の中小企業者への発注の増大②事業協同組合等の活用③銘柄指定の廃止④分割発注の推進⑤指名競争契約における受注機会の増大⑥同一資格等区分内の競争の確保の諸措置について引続いてその推進を図ることのほか、さらにその徹底を期し実効を確保するため、国等が実際の発注を行なうに当って中小企業者への発注の可能性を増大させるための努力を行なうよう個別具体的に堀り下げて、その実現を図ってゆくことを基本としています。

また、今年度に新たに加えられた措置としては「官公需に関する中小企業者からの要望聴取等」があり、国等は中小企業者からの官公需に関する要望等を十分聴取し、その反映を図るよう努めることにしています。このため具体的には中小企業庁および通商産業局等に特定の相談日を設けるなどの体制整備を図って、中小企業者からの要望を直接かつ円滑に処理するよう努めることとしています。

なお、要旨公表の全文は「昭和四十六年度中小企業者に関する国等の契約の方針」として官報に掲載されますが、さらに詳細をお知りになりたい方は関係部局等（中小企業庁下請企業課ほか）にお問い合せ下さい。

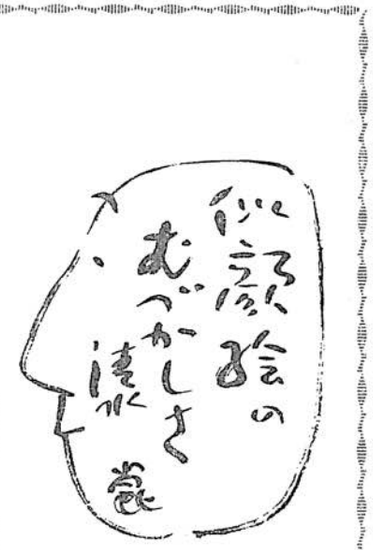
◉中小企業退職金共済制度

従業員に安心して働いてもらうために、よい人を雇い入れるためにも、国の制度である退職金制度に加入しましょう。掛金は全額免税で月額四〇〇円から四、〇〇〇円最高まで入れます。退職金は従業員が退職または死亡したとき支払われます。三年以上掛けると国の補助金がつきます。安全で確実な制度ですから早速加入しましょう。

小規模企業共済制度

安全・確実で有利な掛金

小規模企業共済制度は、事業をやめたり、退職したときの生活安定をはかるためにつくられた、ただひとつの国の共済制度である。この制度は、種々の社会保険制度がある従業員にくらべて、経営者である小規模企業者には、これらの制度が適用されないため、それを補うのに設けられたものである。小規模企業者が、今後安心してその近代化をはかるとともに、かりに退廃業を余儀なくされた場合でも、円滑に転業または事後の生活が保障されるように、国が小規模企業共済事業団を通じて行なっているものである。小規模事業所のかたがたの、積極的な加入をおすすめいたします。





筆者略歴

大正元年、長崎生れ。8年、文芸春秋社の雑誌にさし絵、カット、埋草用の1枚ものを描く。「新漫画派集団」に参加。10年「新青年」に「東京千一夜物語」連載。23年から29年まで、朝日新聞に政治漫画を連載。27年から32年まで週刊朝日に「カッパ天国」を連載。代表作に戦国雑兵がある。本名清水幸雄。

似顔絵の上手、下手ということは、その大部分が生得のものであって、天分のない者が後年いかほど練習を試みたところで、目覚しい上達など望むべくもありません。

僕の場合で言えば、十五、六歳の時分にはもう学校（旧制商業学校）の中で、教師の似顔絵を描かせたら天下一品、というくらいの定評を得ておりました。が、正課の柔道の方は、同クラスの中にはもう初段や二段がいるのに、僕は相も変らず三級か二級という文字通りの段違いでした。骨が細く、筋力が貧弱で、運動神経も鈍かった。つまりは柔道の天分に恵まれていなかった、ということです。

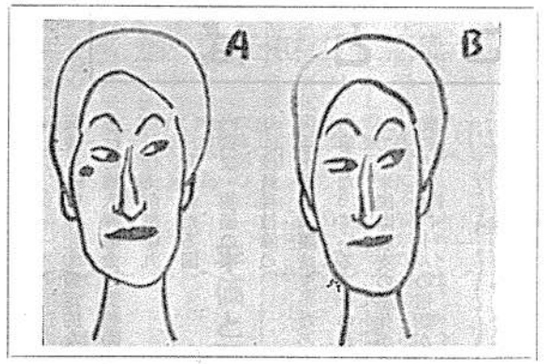
似顔絵にかけてだけは天賦の才能が自分にはある、などと、自分の口から申上げるのは生意気で、気障で、厭なんですけど、別にこれぞという勉強もせず、学問の先生にもつかず、何ということなくそれが好きで、好きだからこそ数も描く、その積み重ねが教師の似顔絵に磨きをかけ、クラスの仲間がいよいよ愉快がる。しまいには、こっぴどく描かれて怒る筈の教師までもが面白がって、「君の描くカリカチュアには〝悪意〟がない」などと苦笑しながら褒めたものです。

その（九州の西の果ての）旧制商業学校を卒業した翌年、上野の美術学校（現在の東京美術大学）の洋画部へ入ろうと思って上京したのが数え年二十歳の時で、こと志に反して、美校へは行かず仕舞いに、二十二か三歳の頃から漫画業界の一人になってしまいましたが、この漫画業界入りのキッカケとなったのが、他ならぬ「似顔絵」だったのですから、因縁というものは怖しいものだと思います。そうなるように生まれついていたのでしょう。天賦というより天命でしょう。

数えてみると、僕はこの似顔絵というものを、四十五年間も描き続けてきたことになります。そうして、いまもって「これでよし」とは思っていないどころか、「いよいよ、ますます、難しい」の嘆を繰返しています。もっとも、この「難しい」という言葉の意味は、単純にただ「ムズカシイ」と嘆いているのではなくて、「興味津々」、「可能性無尽」、まだまだ、探ぐればいくらでも深みが見つかり、ひょっとすると、もっともっと高い域に到れるかも……という讃える「嘆」、サンタンのつぶやき、それを繰返している、ということであります。

では、いったい、どこがどう深そうなのか、高そうなのか。それに比べて現在はどう浅いのか、低いのか、というような消息になりますと、これはなかなか筆舌では伝え得ません。かといって抽象的な綺麗ごとだけを述べてサヨナラというわけにも参りませんので、極く一般的なお話しを少しばかり誌してみましょう。

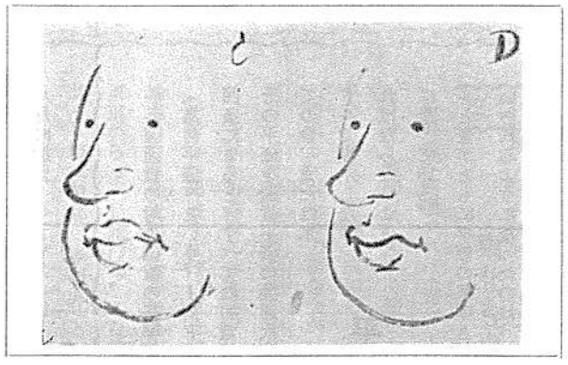
まず、描かれる側の男女を問わず、描く側の自分を、いつも相手側に置く、ということ。描かれる身になって描く、ということ。そうすれば、無用な誇張ができなくなる。例えば、ミツクチの人や、



ヤブニラミの人や、顔のどこかに目立った傷あとを持つ人を描く場合に、「これぞ特徴！」とばかり鬼の首でもとったように打ち喜んで、事実の何層倍にも、そこのところを誇張して描いたらどうなるか。――そういう場合、僕は、むしろ敢然と、それらの「特徴」を黙殺し、捨象するのみならず、逆に、その人の顔のたたずまいの中の美点を、強調して描きます。肉眼で観て肉筆で描くということは、レンズを通してフィルムに写すという非情事とは本質を異にします。人物写真の大家といわれる人の撮ったポートレート作品（の全部がそうだとは言いません）が、存外詰らない理由もその辺にあるのでは？

次に起る当然の問題は、「美点を強調して描く」と言うが、そんならどう描けば「より美しい形」になるのか。

これはもう文章による表現はほとんど不可能なので、手もとの白紙をひろげて、思いつくまま、任意の顔Aを、まず描いてみました。仮りに、こんな顔だちのご婦人が僕の前に坐ったとします。すこうし俺高いお顔ながら、鼻筋もよく通り、眼も張りがあって卑しからず、唇の部厚いのは、むしろの情の深さと観ずれば、すなわちBの造形に以ってしても一向嘘にはなりません。Aの向って左の目の下のキズ痕（あるいはシミ）は、これはこのお顔本来のものではなく、何かの間違いか手違いから後天的に付加されたものに違いありません。むしろ、こんなものがあっては似顔絵の純粋さを壊してしまう。（男のハナ髭などは逆に大いに愛嬌を添えますから、シッカリと描くこと無論ですが）それから左側の鼻唇線は、この線を描き込まなくとも、鼻翼のつけ根の辺りが少し凹んでいるぐらいの感じは、鼻先に対する唇の位置、及び口つきによって結構出せます。似顔絵の要諦の一つは、いかに良く描線を節約するかにあり、目障りな線は無きに如かず。別の例をもう一つ。



ぶ厚い唇を描くときに、いつも僕の用いる筆法を明かしますと、CとDの、Dの方。ひと目で分かりますように、Dの方が筆数が少なく、しかも、この方が、唇のまくれ加減や、その愛らしさを、清潔に、簡潔に、そこはかとなく表わしています。Cのように、ありのままに、見た目の通りに描くのも一つの効果ではありますけれども、それは余程ポピュラーな人物の顔を、多少（あるいは大いに）揶揄的に雑誌の表紙やポスターなどに扱う場合などを別にすれば、本人の面前で半ばプライベートに描く時には、たとえそれが刊行物用の似顔絵であっても、礼を欠くことになります。相手の身になって描くということは、つまるところ礼に叶うということです。最後に断っておきますが、僕は絶対に「ウソ」は描きません。オベッカも加味しません。見た目とは多少ちがっていても、描きとげたものに「ホント」が篭められていて、絵としても上質というのが狙いであり、念いであり、そして一ト口に言うと、そこが「似顔絵のむづかしさ」というものなんでしょう。

× × ×

時のことば

本年八月十五日、ニクソン米大統領がとった非常措置は、①金・ドル交換の一時停止②暫定的な一〇%の包括的輸入課徴金の実施③対外援助の一〇%削減④九〇日間にわたる国内賃金・物価の凍結⑤投資税控除の復活を議会に要請――などがおもな内容となっている。そのねらいは一方で、米国際収支の悪化が一段と深刻になって、ドルの信認が大きく動揺したのをくいとめるためのドル防衛強化の意味をもつとともに、相対的に強くなっている円など主要国通貨の切り上げを求め、他方では不振の米経済への景気刺激効果をねらったものとされている。これらの措置が、現行のIMF体制にとって大きな変化であっただけでなく、国際貿易の前途にも暗影を投じたため、世界に大きな衝撃を与えた。

ドルショック

輸入品に対して、特別の関税や付加税をかけることによって割高の国内産品に対する防壁をつくり、輸入の増勢をおさえる制度。こんどのニクソン声明にもられた輸入課徴金採用のねらいは、ケネディ・ラウンド（KR＝関税一括引き下げ交渉）で各国に与えた関税引き下げの利益をなくそうとするもので、①KR以前の一九三〇年の法定関税率②現行関税率に一〇%を加えたもの――のいずれか低い方を輸入品に適用しようとするもの。対米輸出の比率が高いわが国産業界にとっては大きな打撃となるので、早期徹廃を求めている。こうした課徴金の採用は、当然にガット（関税貿易一般協定）にふれることが問題になるが、六四年に英国がこれを実施した場合のように、結局は黙認されることが多い。

輸入課徴金

加盟国の出資によって共同基金をつくり、これを各国に利用させて為替取り引きの自由化を推進して、これらから世界経済の拡大と繁栄をもたらすことを目的として作られた国際金融機関。

設立は一九四五年、当時は四〇カ国で発足したが、一九七一年一月現在では一一六カ国が加盟している。日本は一九五二年八月に加盟。

IMF（国際通貨基金）

加盟国の出資割当総額は当初の一〇〇億ドルから七〇年末には二八四億三、三〇〇万ドルになっている。日本は第五位の出資国だが、出資割当額はその国の国民所得、貿易額、保有外貨などで決められる。

また、IMFの機能を強化する一般借り入れ取り決め出資額の場加、SDRの創出など機能強化に努めてきた。

各国通貨の対外価値の基準を平価（為替平価）という。IMF協定第四条によると、すべての加盟国は、その平価を通貨平価の共通尺度としての金、または米ドルで表示しなければならないことになっている。ドルと金がともに平価の基準として用いられるようになったのは、米国が一九三四年以来、金の公定価格を一オンス＝三六ドルに定め、海外のドル債権に対し、いつまでもこの比率で金との交換に応じることを約束していたことに加えて、ドルが圧倒的な米国の経済力によって裏付けされた国際通貨であったからである。IMFが加盟国に対し金ドル本位制による平価の設定と、固定為替相場制の採用を義務づけている点が、戦後の国際通貨制度の二大特徴となってきている。

平価

IMFに加盟している主要先進国十ケ国蔵相が組織している会議で、国際金融政策の〝最高指導部〟といった地位にある。構成国は、米国、英国、西独、フランス、イタリア、日本、カナダ、オランダ、ベルギー、スウェーデン。もともとは、IMFを強化するためのGAB（一般借り入れ取り決め）に参加した諸国の集まりとして、一九六三年秋のIMFワシントン総会で設置された会議の開催は不定期だが国際金融の分野で重大な決定が必要になったときは、必ずといっていいほど、この会議が開かれる。十月一五、一六両日、ロンドンで開かれた会議はその好例。SDR（IMFの特別引き出し権）創出を決めた六八年三月の会合（ストックホルム）、マルク危機を討議した六九年一〇月の会合（ボン）などが有名。

十ケ国蔵相会議

外国為替相場＝為替レートは、かつては常時変動し非常に不安定なものであった。しかし戦後のブレトンウッズ協定によるIMF体制の下では、為替レートの長期安定化による貿易拡大と世界経済の協調的発展が理想とされた。この体制の下で貿易業者は、為替レートの変動を懸念することなく貿易の拡張に安心して専念できた。この固定的為替レートを保障するものが、IMF規定四条の平価で、従来一ドル＝三六〇円とされていた。

円の切り上げとは、この一ドル＝三六〇円の交換比率を、円の価値が上がるように変えることで、例えば一〇%の切上げは次の様に計算される。

1ドル＝360円

1円＝1/360＝0.277778セント

新1円＝旧1円×1.10

＝0.277778×11/10

＝0.280555

なおドル基準の一ドル＝三六〇円をもとに平価変更を計算する場合は、逆に一・一〇で割る。

新平価＝360円÷1.10

＝327.2727円

平価と円切り上げ（平価調整）

ミニ情報

新幹線開通で変わるレジャー地図
東北も東京の奥座敷に（昭和五一年）

新幹線が開通すれば東北、上越のレジャー地図は、大きく塗りかえられる。東北、上越、成田の三新幹線と青函トンネルの工事命令が、この四月一日付けで運輸相から指示され、今秋から建設にかかる。

新幹線が開通すれば、東北、上越地方の有名観光地はそのほとんどが東京から〝一日旅行圏〟になる。レジャーの大型化、多様化とともに〝みちのく〟が新時代の観光地として脚光を浴びることは間違いない。

たとえば東京―盛岡が二時間半（現在六時間半）東京―仙台一時間四〇分（同四時間）、東京―新潟一時間半（同三時間五〇分）という具合になる。青森、秋田も盛岡から乗りつげば五時間圏にはいる。

四四年度の東北、上越線の一日平均旅客数は、東北線が四五、〇〇〇人、上越線三一、〇〇〇人（国鉄本社調べ）だが、新幹線開業目標の五一年度には、在来線を除く新幹線だけで、東北新幹線一日、四二、〇〇〇人上越新幹線三二、〇〇〇人。六〇年度には、東北新幹線九一、〇〇〇人、上越新幹線七一、〇〇〇人と予想されている。このうち観光客の割合は、需要予測はむづかしいが、東海道新幹線の例からみても二、三割は占めると国鉄新幹線総合計画部ではみている。

東海道新幹線が開通してから、東京の奥座敷は伊豆から南紀地方へと移り、今、東京からの新婚旅行も九州、南紀が圧倒的人気。

東北が東京の奥座敷になるのも時間の問題となった。〝奥の細道コース〟が新婚さんのメッカとして浮びあがる可能性に十分あると交通公社広報課ではみている。

× × ×

お知らせ

輸出関連中小企業緊急融資制度に関する要綱決定!!

本号六頁に掲載の九月二十三日の閣議決定に基づき、中小企業庁では輸出関連中小企業に対する緊急融資制度についての要綱および細則を定め、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫を通じて融資されることになった。

対象企業は、米国の輸入課徴金の実施、変動為替相場制への移行で、輸出比率が高いこと等により大きな影響を受ける業種、又は産地で、中小企業庁長官が指定するものに指定産地、指定業種以外の事業では輸出比率が三〇%以上であるものとなっている。

奈良県においては指定業種として、野球用グローブミットとサンダル、指定産地として橿原市の革ボタン、磯城郡川西村の貝ボタンが指定された。

尚詳細については当会議所にお問合せ下さい。

勤労者財産形成促進法についての説明会の開催

勤労者の貯蓄優遇による財産づくりと持家取得を促進する「勤労者財産形成促進法」は六月一日交付、施行の運びとなりました。

雇用促進事業団と奈良労働基準局の共催により標記説明会が次のとおり開催されますので御受講下さい。

記

とき　十一月十六日（火）
　　午後一時三十分～三時

ところ　奈良市登大路町
　　合同庁舎三階会議室

テーマ　「勤労者財産形成促進法」について

講師　雇用促進事業団
　　調査役　板倉孝敬

プログラム調査簿（ソフトウェア総覧）の簡易閲覧について

当所では、各企業において、自社のソフトウェアの研究、開発の資料に、またコンピュータ導入以前の研究資料として利用していただくため、プログラム調査簿（ソフトウェア総覧）を通産省から配布を受け、会員皆様方に無料で閲覧に供していますので、プログラムの開発に積極的にご利用下さい。

閲覧要領

一、時間　午前九時から午後五時迄随時

二、場所　当所業務課
　　TEL㉓六〇七五㈹

三、閲覧料　無料

統一伝票のおすすめ
――流通システム化のために――

▼統一伝票とは何か

統一伝票または取引用伝票の統一化というのは売り手買い手間にやり取りの行われる納品書、物品受領書、請求書等の取引用伝票の大きさ（仕上寸法）、項目の配置を統一しようとするものです。

▼統一伝票の意義と必要性

生産部門に比べ流通部門の近代化が立遅れているといわれていますが、そのためには一部門一企業の近代化ではなく、全部門、全企業、さらに全業種にわたる近代化が必要です。いわゆる〝システム的〟な考え方が必要です。

伝票の統一化というのはこのような流通システム化の一環として通産省が中心になって推進されてきたものであるが、今年度から日本商工会議所に委託され各地の統一伝票普及指導員がこれの普及につとめることになった。

今後予想される資本の自由化、人手不足、若年労働者の労働観の変化さらに取引量の増加を考えると、事務処理に関しても従来のような一企業の立場からする伝票制度のあり方は大いに反省されなければなりません。最近コンピュータの共同利用ということがいわれていますが、そのためにはまず伝票の統一化ということが必要であり、コンピュータの導入・利用のみを先に考えることは本末転倒といえましょう。

▼統一伝票のメリット

統一伝票のメリットを列記するとつぎのようになります。

(イ)事務処理システムの合理化

相手側使用の伝票もできるワンライティング化であり、専用伝票が不要です。また、売り手買い手とも転記不要のシステムですから、事務所要人員は½～⅓にダウンし事務手数の削減、スピード化、正確化がはかれます。さらに計算センターの共同利用が可能となり、事務処理の集中化がはかれます。

(ロ)作業内容の簡素化とスピード処理・正確化

統一伝票は複写になっているので照合作業の軽減、転記ミスの防止に役立ちます。また品名その他共通事項のコード統一化に有利です。さらに伝票・用語統一により作業が標準化、簡易化されます。

(ハ)トータル・コストダウン

統一伝票の使用により事務コストのみならず企業全体のコストの低減に役立ちます。例えば転記省略、照合、ファイリングなどの省力化により作業がスピードアップし、人件費節約がえられます。

尚お問合せは奈良商工会議所へ

会員消息

★新入会員

商業小売部会

◆㈲奈良趣味の会　懸尾　正俊
奈良市中筋町三一番地
建設部会

◆奈良火災報知機　桑野　俊一
奈良市高畑東大路町七三一

◆浅沢建材　浅沢　敏明
奈良市中之川町

◆野矢設備工業所　野矢　保
奈良市中清水町九四二

★名称変更

◆新　㈱山田米穀店
旧　山田商店

◆新　阪奈飯田㈱
旧　㈱飯田酒店

◆新　㈲吉岡歯科商店
旧　吉岡歯科医療器具店

◆新　タイヘイ㈱
旧　大平蚊帳工場

◆新　日立建機㈱奈良営業所
旧　日立建材㈱奈良営業所

★代表者変更

◆㈲藤田紙商店
新　藤田　東樹
旧　藤田藤一郎

◆岡崎金網㈱
新　岡崎　昌一
旧　岡崎福太郎

◆㈱　山田米穀店
新　山田　稜
旧　山田多一郎

◆㈱太田羅紗店
新　太田　恭治
旧　太田寅太郎

◆㈱大宮電器
新　小西　幹夫
旧　木村　誠治

◆㈲吉岡歯科商店
新　吉岡　三郎
旧　吉岡　政吉

◆㈱池利商店
新　池田利次郎
旧　池田利三郎

◆飛鳥車輌工業㈱
新　米田　良次
旧　古谷　健一

◆㈱ウエダ商事
新　植田　政和
旧　植田　唐司

◆日立建機㈱奈良営業所
新　多田　頼郷
旧　宮沢　健司

◆奈良住宅センター
新　樋口　清
旧　井筒　武

◆㈱浅川組
新　中林　直義
旧　浅川　清

★所在地変更

◆共同プリント工房
新　奈良市西木辻八軒町
旧　奈良市川ノ上突抜町

◆㈱押田商店
新　奈良市南京終町二〇五
旧　奈良市東城戸町

◆金田芳商店
新　奈良市大宮町二丁目七―九
旧　奈良市尼ヶ辻町

◆阪南住宅
新　奈良市南新町二三
旧　奈良市東紀寺町三丁目五―四

◆㈱熊谷組奈良出張所
新　奈良市芝辻町一丁目八七―六
旧　奈良市杉ヶ西町

◆日水工業㈱
新　奈良市三条町一一五
旧　奈良市三綱田

◆㈱いそかわ
新　奈良市北永井町三八三
旧　奈良市林小路町

◆阪奈飯田㈱
新　奈良市鶴舞東町二―一六
旧　奈良市菅原町一一四九

◆㈱白光オートクラブ
新　奈良市大宮町一丁目六―一九
旧　奈良市東向中町八

◆板倉石油㈱
新　奈良市大宮町三丁目一―五
旧　奈良市歌姫町

◆徳村商店
新　奈良市大森町二四
旧　奈良市川の上町

◆㈱村島商店
新　奈良市神殿町七〇一
旧　奈良市大森町二四

◆日立建機㈱奈良営業所
新　奈良市今市町四二の一
旧　奈良市北之町三八の九

◆㈱浅川組
新　奈良市八条町二四八
旧　奈良市八条町二四五の一

★電話番号変更

◆㈲今井考商会
新　二三―二九八三
旧　二一―二九八三

◆㈱熊谷組奈良出張所
新　三三―三九二一
旧　二三―六一四一

◆㈱池利商店
新　桜井二―九〇一一
旧　桜井二―六六七二

◆北浦房吉
新　桜井二―三二五五
旧　桜井二―二〇一

◆不二鉄工業㈱
新　二二―二七七
旧　二三―〇七五六

◆板倉石油㈱
新　三三―六三七一
旧　三三―三六五七

◆徳村商店
新　二四―二〇〇一
旧　二二―〇一二一

◆㈱村島商店
新　二三―八八四六
旧　二三―八八四五

◆南松園
新　二三―五五三一
旧　二二―五九三三

◆㈱浅川組
新　三三―四八六四
旧　三三―四八六一

◆日の丸交通㈱
新　桜井二―三二五五
旧　桜井二―二〇一

人の使い方

―先日、部長から長期計画を作れといわれて一応案は作ったが、どうも自信がなくて……。

などの仕事に対する不安。

―あんな郊外でも坪十万円もしては、いつになったらマイホームが持てるやら。

と生活に対する不安。

―米はカドミウム汚染、野菜は農薬汚染、魚は水銀汚染ときては、なにを食べたらいいのか。

といった生命に対する不安。

人それぞれにいろいろの不安がある。人間が不安をもつことは、自己防衛上やむをえないことではあるが、不安に悩まされていては精神衛生上からもよくないし、仕事にも打ち込めなくて成果があがらない。

不安からはなるべく早く脱け出すことが必要だが、一度生じた不安は、そう簡単に忘れることはできないもの。

この不安解消には、いうまでもなくその発生原因を除去することが第一で仕事に自信があれば仕事に不安はないし、資金があればマイホームの不安もない。どうにかなるという見通しがあれば、不安はなくなるもの。すなわち、見通しを立てるに十分な情報と、それをもとにした対策をもつことが、不安脱却法の一つである。

現代は、人間性を無視して科学だけが進歩していくというようなところもあって、不安が増大している時代である。

こうした時代には、誰もが相当の不安をもちながら働き、生活しているのだから、職場の管理者は、こうした部下のもつ不安をできるだけ除去するとともに、自分自身も、不安を低くおさえるようにしていくことが、気持ちよく働く（仕事の効率をよくする）ために欠くことのできないことである。

そのためには、管理者は自分が得た知識や情報で部下が知りたがっているものは、可能な限り部下に与えるとともに、自分が知りたいと思う知識や情報で部下から得られるものは、どしどし部下から吸収していくべきであろう。

部下が職場で管理者から得たいと願う知識や情報といえば、仕事上のもの以外に、会社の現状や将来に関するもの、自分や自分の仕事に対する評価に関するものなどであるが、管理者からみれば常識のようなものでも、部下にとってはそれぞれがわからないために不安をもつというものも少なくないのであるから、管理者は積極的に部下に接触し、情報を流すとともに、部下の疑問にこたえたり、部下といっしょに問題を考えて対策を練るといったことが必要である。

いそがしいからなどというのは論外であるが、かえって不安をもたせるからということを理由に、情報を出ししぶる管理者などは、ほとんどの場合、これは管理者としての職務をなおざりにしている者の自己弁護にすぎない。

（商工組合中央金庫経営相談所・内田知二氏）

不安を解消するには

◎企業に人材を！
人材開発コーナー速報!!

（自昭和46年９月10日～至10月20日分）

当所では奈良公共職業安定所の協力を得て標記コーナーを設け、ご好評のうちに積極的に求人開発を続けておりますが、９月以降の求職者のリストを一括取纏めましたので是非ご利用下さい。

なお、リスト中には既決定済のものもあるかと存じますので、その場合不悪ご諒承下さい。またご希望の向きは当所にお問合わせ下さい。

○ 男子の部

希望職種	求職人員
一般及び経理事務	4
営業	19
倉庫事務	1
運転手	4
土木測量見習	2
金型設計	1
機械工	1
機械修理工	1
インテリヤーデザイナー	1
新聞記者	1
バーテン	1
病院事務長	1
繊維商品企画	1
配管工	2
守衛	1
雑役	1
自動車部品管理	1
調理師	1
調理見習	1
設計精算見習	1
仕上工	2

○ 女子の部

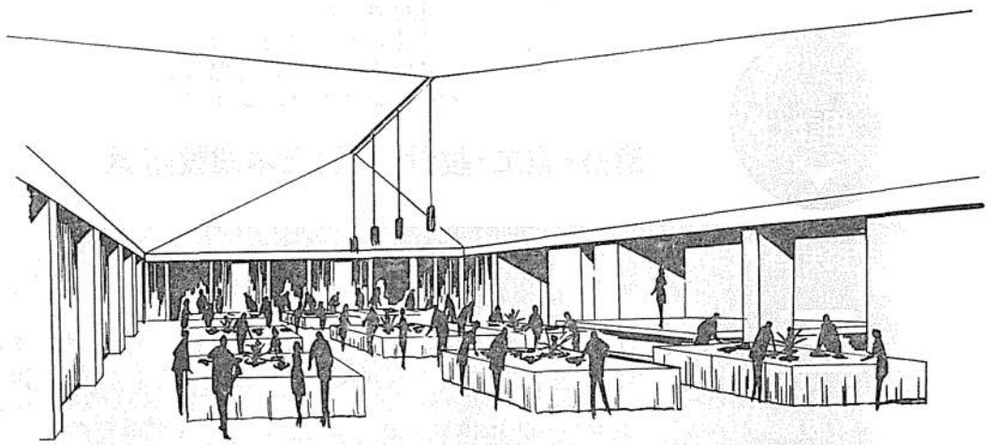
希望職種	求職人員
一般及び経理事務	30
看護婦	9
保母	1
単労及び寮婦	8
タイピスト	3
美容部員	3
栄養士	1
機械製図	1
営業	1

奈良市小売物価動向表

品目＼月別＼地域別		45年 11月	〃 12月	46年 1月	〃 2月	〃 3月	〃 4月	〃 5月	〃 6月	〃 7月	〃 8月	〃 9月	〃 10月
総平均	奈良	127.8	127.7	127.7	127.6	128.4	129.3	130.0	128.2	127.5	129.1	131.8	131.8
	大阪	118.8	119.5	123.4	123.5	123.6	124.2	123.8	124.3	124.3	124.7	126.2	—
	東京	118.7	119.3	119.5	118.8	118.5	118.4	117.7	116.8	—	—	—	—
食料品	奈良	134.1	132.8	131.9	131.9	132.1	131.9	133.0	129.1	127.6	131.2	136.6	135.9
	大阪	128.5	128.4	130.8	130.7	131.1	131.6	130.4	131.7	131.7	132.8	136.7	—
	東京	121.1	122.5	122.8	121.6	120.9	120.3	117.9	120.3	—	—	—	—
穀類	奈良	136.8	136.8	136.8	136.8	136.8	136.8	136.8	136.8	136.8	136.8	136.8	136.8
	大阪	131.8	132.0	131.9	131.9	131.9	131.9	131.9	131.9	131.9	131.9	131.9	—
	東京	133.2	133.2	133.2	133.2	133.2	133.2	133.2	133.2	—	—	—	—
粉、粉製品	奈良	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1
	大阪	126.0	138.6	138.6	138.6	139.1	139.1	139.1	139.1	131.9	139.1	139.1	—
	東京	112.0	112.0	112.0	112.0	112.0	112.0	112.0	112.0	—	—	—	—
野菜	奈良	184.5	150.2	149.5	162.0	160.7	162.9	160.5	133.0	95.2	129.8	182.5	189.6
	大阪	170.2	147.0	172.2	172.5	166.8	185.1	149.5	138.7	99.2	110.0	198.2	—
	東京	135.3	143.2	166.9	155.7	131.7	147.7	133.7	147.7	—	—	—	—
果物	奈良	144.6	135.9	125.1	118.8	106.4	102.5	172.8	132.2	135.3	153.3	206.8	171.6
	大阪	101.8	79.6	96.4	100.4	100.4	110.9	84.7	119.2	183.9	194.7	236.9	—
	東京	163.3	166.8	165.5	175.7	168.5	164.2	124.4	164.2	—	—	—	—
鮮魚介	奈良	183.4	192.9	185.2	181.5	194.6	199.8	188.8	175.1	169.8	189.2	204.1	202.8
	大阪	197.1	168.7	198.6	194.6	212.6	212.1	212.5	237.6	230.2	241.9	238.6	—
	東京	138.1	138.5	145.5	141.4	149.1	152.1	167.1	152.1	—	—	—	—
乾物	奈良	125.5	125.5	125.5	122.8	122.8	122.8	122.8	118.0	118.0	120.1	120.1	128.5
	大阪	150.4	151.3	152.4	150.4	150.4	150.4	150.4	150.4	150.4	150.4	152.4	—
	東京	122.3	124.3	128.6	128.6	126.7	122.6	122.6	122.6	—	—	—	—
畜産食品	奈良	147.2	147.7	147.2	147.2	147.2	144.6	148.0	147.5	147.5	148.5	149.4	149.4
	大阪	146.9	147.7	145.5	144.0	144.6	142.9	147.0	146.2	145.6	147.2	151.9	—
	東京	118.8	122.2	116.5	112.3	115.2	109.4	109.6	109.4	—	—	—	—
調味料	奈良	114.1	114.1	114.1	114.1	114.7	110.4	110.4	110.4	110.4	110.4	110.4	110.4
	大阪	115.4	117.0	117.6	117.6	117.4	117.2	117.2	117.4	117.4	117.3	117.3	—
	東京	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	—	—	—	—
加工食品	奈良	118.0	118.0	118.0	118.0	118.0	117.8	117.8	117.8	117.8	117.8	117.8	117.8
	大阪	115.7	133.0	163.9	139.2	139.2	139.2	139.2	139.2	139.2	139.3	139.3	—
	東京	102.5	103.6	103.6	103.6	103.6	103.6	103.6	103.6	—	—	—	—
菓子	奈良	107.2	107.2	107.2	107.2	107.2	107.2	107.2	107.2	107.2	107.2	107.2	107.2
	大阪	105.1	106.1	107.2	107.2	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	—
	東京	111.6	111.6	111.6	111.6	111.6	111.6	111.6	114.3	—	—	—	—
嗜好品	奈良	122.1	122.1	122.1	122.1	122.1	122.1	122.1	122.1	122.1	122.1	122.1	122.1
	大阪	123.3	123.1	123.1	123.1	123.1	123.1	123.1	123.1	123.1	123.1	123.1	—
	東京	116.9	116.9	116.9	116.9	116.9	116.9	116.9	116.9	—	—	—	—
繊維品	奈良	129.6	130.3	132.1	132.3	134.4	142.0	143.0	143.0	143.0	140.9	142.8	142.8
	大阪	115.7	116.1	119.8	119.8	119.9	120.0	120.2	120.2	120.2	120.1	120.0	—
	東京	116.3	116.3	116.3	115.8	115.1	115.2	115.2	112.5	—	—	—	—
建材家具	奈良	128.9	128.9	128.9	129.8	129.8	129.8	129.4	129.4	129.4	130.6	130.6	133.6
	大阪	117.6	123.3	142.0	142.0	142.2	142.2	142.2	142.2	142.2	142.2	141.8	—
	東京	121.1	121.3	120.4	120.4	120.3	120.6	119.3	119.0	—	—	—	—
燃料	奈良	115.6	115.7	116.6	120.8	120.8	122.6	122.6	122.6	122.6	122.6	122.6	125.8
	大阪	115.2	118.5	121.1	121.1	121.1	125.3	125.3	125.3	125.3	125.3	125.3	—
	東京	105.4	105.9	108.3	108.3	108.3	108.3	108.3	108.0	—	—	—	—
機械器具	奈良	101.7	101.7	101.7	101.7	101.7	101.7	101.7	101.7	101.7	101.7	101.7	101.7
	大阪	100.2	100.5	100.5	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	—
	東京	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	100.7	—	—	—	—
雑品	奈良	127.8	131.3	132.2	131.0	133.1	131.3	130.8	132.2	132.6	133.1	132.2	133.3
	大阪	112.3	112.7	114.2	112.6	114.6	116.1	116.2	116.2	116.2	116.2	116.2	—
	東京	123.7	123.9	124.0	164.4	124.6	125.9	125.8	125.9	—	—	—	—

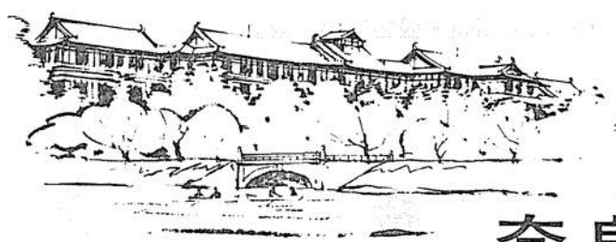
（注）此表は昭和四十年を基準とした月別三都市比較小売物価指数で調査対象品目二〇二を全国の会議所において毎月一斉実施されるものであります。

皆様の近代合理的なご家庭の延長
としてお気軽にご利用下さい



◀優雅な伝承美を現代にアレンジした新宴会場「金剛の間」

（奈良ホテル別館）近鉄奈良駅前上 電話 0742（24）3101



奈良ホテル

〈６３０〉奈良・奈良公園内　電話0742(23)4101
東京案内所　中央区銀座７丁目金城ビル　電話 03 (572)8301
名古屋案内所　中村区西柳町名古屋都ホテル内　電話052(582)7871

取締役
支配人　浅　田　国　荘

当所のオートスライドご利用を！

当所手持のスライド及びテープ名

(A)　商店経営シリーズ

1　サービスとは。
2　販売効率をあげるには。
3　上手なお客の応待法　。
4　上手なお店の広告戦略。
5　経営改善への道。
6　お客は常に正しい。
7　販売値段は一つしかない。
8　お客は満足をかう。
9　商店における陳列と照明。
10　〃　〃　（最寄品の部）
11　新しい販売方法（品質表示）
12　商店街活動。
13　包装の仕方。（基本編）
14　〃　（応用編）
15　品質表示と販売促進。
16　繁栄する商店街。
17　店頭販売の秘訣。（接客編）
18　〃　（陳列編）
19　これからの小売商店の生きる道。
20　今日の店舗、明日の繁栄。
21　税金を怖れない経営。
22　貴方にも開かれている金融の窓口。
23　働きよい店、のびる店。
24　若い芽を育てよう。
25　みんなで街づくり。
26　商店の労務管理（上）
27　〃　（下）
28　これからの商店主婦。
29　お客さまの買物心理。
30　店員の一日（上）
31　〃　（下）
32　貴方にも出来る店舗の診断
33　安心を積立てる。（新巻）
34　これからの商工青年。
35　上手な仕入、下手な仕入。
36　繁栄への近道。
37　新しい販売方法、品質表示。
38　販売促進あの手この手。
39　繁栄をあなたに（新巻）

(B)　工場経営シリーズ

1　カギは貴方が握っている。
2　ぼやぼやしちゃいられない。
3　働く者の健康（工場作業編）（新巻）
4　新しい人間関係。
5　人間関係のポイント。
6　あなたもコストダウン出来る。
7　我々は原価を作っている。
8　下請企業の経営改善。
9　売れる製品の作り方。
10　中小企業の産業安全。
11　品質管理とは。
12　あなたにもできる工場診断。
13　企業を伸ばす資金繰り。

(C)　実務訓練関係

1　正しい電話の応接。
2　正しい受付と接待の仕方。
3　正しい態度。
4　積極性を伸ばすには。
5　命令の受け方、報告の仕方。
6　会議の開き方。
7　話し方の技術。
8　Ｔ・Ｗ・Ｉとは。
9　教え方の四段階。
10　人を協力させるには。
11　作業分析。
12　働く者の健康（事務作業）（新巻）
13　電話の心得。
14　停れ、見よ、そして訊ねよ。
15　職場のモラール。
16　新しい労使の在り方。
17　店員訓練。
18　楽しい職場を作るには。
19　新時代の社員として、（組織と個人の調和）
20　訪問のしかた、話しかた
（販売を成功させるには。）
21　従業員と共に
22　明るい明日をきづくために
（やさしい帳簿のつくり方）
32　交通事故と経営者の賠償責任(新巻)
24　おやじガンバレ　（新巻）

現在は少数精鋭主義の時代です。

従業員の能力を開発して生産性の向上を図るためには、合理的な労務管理と教育訓練が必要です。それにはやはり、スライドによる視聴覚を通じた教育訓練が最も効果が大きいのではないかと思います。

◎スライド・写機材の貸出要領

当所ではスライド・ライブラリーとして上記作品を常備致しておりますから、利用ご希望の向は文書又は電話にて当所へお申し越し下さい。

申込先　当所業務課
ＴＥＬ㉓六〇七五

◎当所係員が出張映写もいたします。

昭和四十六年十月卅一日印刷
昭和四十六年十一月十二日発行
編集兼発行人　奈良市東向中町六　中村貞三
印刷人　奈良市橿本町三六　乾太郎
印刷所　奈良市橿本町三六　奈良明新社
発行所　奈良市東向中町六　奈良商工会議所　電話奈良㉓六〇七五(代)

奈良近鉄タクシー株式会社

本社　奈良㉓1181　大代表

取締役社長　杉本勝彦

＜事業場一覧＞

奈良	奈良㉒5501代	生駒	生駒③2067	榛原	榛原②0551代
近鉄前	〃 ㉒5271	生駒台	〃 ③2965	大宇陀	大宇陀③0018
紀寺	〃 ㉓1185	九条	郡山②7246	五条	五条②3297代
法華寺	〃 ㉒0966	天理	天理②1453	下市	下市②3705代
尼ケ辻	〃 ㉓6461	八木	橿原②1032	上市	吉野2961代
西大寺	〃 ㊺0987代	橿原神宮	〃 ②0478	吉野山	〃 3021
あやめ池	〃 ㊺0095	壺阪	高取 2043	柏木	柏木 33
学園前	〃 ㊺0091代	高田	高田㊷5921代	吉野	吉野5305代
登美が丘	〃 ㊺0781	御所	御所②6261代	紀寺工場	奈良㉓1187
富雄	奈良 ㊺0096	桜井	桜井②6288代		

あなたの理想的なお住いは　三和住宅で

建売住宅・貸家多数あります
注文建築・金融公庫のご用命も承ります　なお宅地はお好みに応じ分譲いたします

お住いのご相談は

建築・施工・設計・一般土木建設請負

近鉄西大寺駅北出口前　三和住宅ビル

三和住宅K・K

代表取締役　小林茂市　TEL.奈良33－0561代

深夜電力利用 ヒートポンプ式

すべてを電気が解決…

セントラル冷暖房・給湯

●くわしくは、お近くの関西電力へどうぞ！

みなさまの 関西電力

内　外　国

特許・実用新案・意匠・商標

出願・審判・鑑定・相談・侵害事件・訴訟

（奈良商工会議所中小企業相談所顧問・相談日第3木曜日）

蔦田内外国特許事務所

弁理士　蔦田璋子

大阪市東区内本町橋詰町30番地
（堺筋本町東へコクサイホテル南50メートル）
電話 大阪（06）941—0702～0704

KING



◎部品部　各種外車・国産車部品
付属品、工具

日本ドライブショップチェーン加盟店
◎用品部　J. A. F. 取扱店
アクセサリー・ドライブ用品

株式会社　キング商會

奈良市杉ヶ西町35―2(専売公社通り)
TEL 奈良 (0742) 22―0106(代)

